

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年 2月22日
【会社名】	株式会社ヘリオス
【英訳名】	HEALIOS K.K.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼CEO 鍵本 忠尚
【本店の所在の場所】	東京都港区浜松町二丁目4番1号
【電話番号】	03-5777-8308
【事務連絡者氏名】	管理領域管掌執行役員 石川 兼
【最寄りの連絡場所】	東京都港区浜松町二丁目4番1号
【電話番号】	03-5777-8308
【事務連絡者氏名】	管理領域管掌執行役員 石川 兼
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 2,000,107,200円
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,037,400株	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、単元株式数は100株である。

- (注) 1 本有価証券届出書による当社の新規発行株式(以下「本新株式」という。)に係る募集については、平成29年2月22日開催の当社取締役会(以下「本取締役会」という。)においてその発行を決議している。
- 2 当社は、本新株式の発行とは別に、第三者割当の方式による新株予約権(以下「本新株予約権」という。)について、本取締役会において発行を決議している。
- 3 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	1,037,400株	2,000,107,200	1,000,053,600
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	1,037,400株	2,000,107,200	1,000,053,600

- (注) 1 本新株式の募集は第三者割当の方法による。
- 2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額である。また、増加する資本準備金の額の総額は1,000,053,600円である。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
1,928	964	100株	平成29年3月10日(金)	-	平成29年3月13日(月)

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行わない。
- 2 当社は、本有価証券届出書の効力発生後、本新株式の割当予定先との間で総数引受契約を締結する。払込期日までに、本新株式の割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本新株式の発行は行われないこととなる。
- 3 発行価格は、会社法上の払込金額である。資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額である。
- 4 申込方法は、申込期間内に総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとする。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ヘリオス 人事総務部	東京都港区浜松町二丁目4番1号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 築地支店	東京都中央区築地一丁目10番6号

3【株式の引受け】

該当事項なし

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
2,000,107,200	8,000,000	1,992,107,200

(注) 1 発行諸費用の概算額は、弁護士費用及びその他事務費用（有価証券届出書作成費用、払込取扱銀行手数料及び変更登記費用等）の合計であります。

2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2)【手取金の使途】

具体的な使途	金額（億円）	支出予定時期
新規シーズ導入に係るライセンス獲得費用及び開発費用	19.9	平成29年3月～平成31年12月
合計	19.9	

(注) 1 調達資金につきましては、支出までの期間は銀行預金等にて適切に管理する予定であります。

2 シーズとは、創業のための種となるような技術や特許を指します。

新規シーズ導入に係るライセンス獲得費用及び開発費用について

当社が主な事業としております再生医薬品分野における医薬品開発の事業は、技術革新により発展を遂げている競争の激しい事業分野であるため、当社が競争優位を築きながら事業を展開していくためには素早い意思決定と機動的な資金拠出により、他社よりも先んじて優れた技術や特許を獲得していくことが競争優位を築くために必須であると考えております。このため本新株式の発行により、調達する予定の資金（以下「本調達資金」という。）は新規シーズ導入に係るライセンス獲得費用及び上市又はライセンスアウト（注1）までに要する開発費用に充当する予定であります。開発費用の主な支出内容としましては、臨床試験（注2）に係る費用及び当該開発に係る人員の件数等を予定しております。新規シーズの導入にあたっては()市場で競合しないユニークなもので、患者のアンメットメディカルニーズ（未だ有効な治療法がない医療ニーズ）がある適応疾患領域における臨床段階のもの、又は()早期に収益が見込まれ、かつ通底する技術により既存パイプライン（注3）との相乗効果が見込まれるものを対象に、iPS細胞に限らず患者のアンメットメディカルニーズを現実的に満たすテクノロジー（細胞の種類・剤型など）を選択していく方針です。新規シーズの探索に関しては国内にとらわれず、世界的に再生医療のベンチャー設立や学術機関での研究が盛んである状況下において、上記方針に合致するようなシーズを導入できるよう、海外も含めて探索し、導入シーズのデュレリジェンスに注力して参ります。新規シーズの導入のみに限らず、導入したシーズの研究開発を進めるにあたっては専門性を有する優秀な人員の確保が必須であります。専門性を有する優秀な人員は希少であり、通常のリクルーティングによる確保が困難な場合は、優秀な人員を確保するためM&Aの実施も検討します。その際は、先進的な遺伝子治療分野や再生医療分野などの開発・研究人員を有するバイオベンチャー企業等を対象に検討していきます。

以上の観点から、新規シーズ導入に係るライセンス獲得費用及び開発費用として、今回調達する資金のうち19.9億円を平成29年3月から平成31年12月にわたり充当する予定です。

(注) 1 ライセンスアウトとは、自社で取得した特許権やノウハウ等を他社に売却したり、使用を許諾したりすることです。

2 臨床試験とは医薬品や治療技術などの人間への影響を調べる科学的試験です。臨床試験はその目的から、安全性や体内動態を中心に調べる臨床薬理試験（第 相試験）、安全性を確認しつつ有効性の瀬踏みをする探索的臨床試験（第 相試験）、それまでに得られた有効性・安全性の仮説を検証する検証的試験（第 相試験）に分類され、通常この順番で展開されます。

3 既存パイプラインとは、既に自社において開発段階に入っている新薬候補のことです。

平成27年6月度に東証マザーズに上場した際に調達しました約76億円の充当状況に関しましては、下表の通り進捗しております。

発行時における当初の資金使途	<ul style="list-style-type: none"> (1) 日本における加齢黄斑変性を適応症とする i P S 細胞由来網膜色素上皮細胞移植法の研究開発費として4,509,199千円 (2) 欧米における加齢黄斑変性を適応症とする i P S 細胞由来網膜色素上皮細胞移植法の研究開発費として616,099千円 (3) 日本における I T インフラ等及び研究設備への設備投資として95,033千円 (4) 新規シーズ(実用化に繋がる可能性のある技術・ノウハウ)の獲得とライセンス取得・維持その他の研究開発費として764,120千円 (5) 関連会社である株式会社サイレジェンに対する投融資として1,000,000千円 なお、株式会社サイレジェンでは、i P S C 再生医薬品生産のための C P C (細胞培養センター)への設備投資として充当する予定であります。 (6) 日本における事業拡大を行ったことに伴う人件費及びシステムの維持費用として682,325千円
発行時における支出予定時期	<ul style="list-style-type: none"> (1) については、平成27年12月期に172,350千円、平成28年12月期に300,305千円、平成29年12月期以降に4,036,544千円 (2) については、平成27年12月期に166,099千円、平成28年12月期に50,000千円、平成29年12月期以降に400,000千円 (3) については、平成27年12月期に全額 (4) については、平成27年12月期に154,740千円、平成28年12月期に318,832千円、平成29年12月期以降に290,548千円 (5) については、平成29年12月期以降に1,000,000千円 (6) については、平成27年12月期に35,857千円、平成28年12月期に71,714千円、平成29年12月期以降に574,754千円
現時点における充当状況	<ul style="list-style-type: none"> (1) については、1,084,000千円を充当済み (2) については、612,000千円を充当済み (3) については、95,033千円を充当済み (4) については、246,000千円を充当済み (5) については、未充当 (6) については、202,000千円を充当済み

なお、上記『(4) 新規シーズ(実用化に繋がる可能性のある技術・ノウハウ)の獲得とライセンス取得・維持その他の研究開発費』は本調達の手取金使途と同様のものです。今後、より新規シーズ獲得に注力していくことに鑑みて、現時点の資金では不十分であるため、本調達を行うものです。

第2【売出要項】

該当事項なし

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

当社は、本有価証券届出書による第三者割当の方式による本新株式の発行とともに、本取締役会において、第三者割当の方式による本新株予約権の発行を決議しております。

本新株予約権の発行の概要は以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権の総数：71,457個
- (2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数：当社普通株式7,145,700株（1個あたり100株）
- (3) 発行価額
本新株予約権1個あたり金570円とするが、本新株予約権に係る最終的な条件を決定する日として本取締役会が定める平成29年2月28日から平成29年3月3日までの間のいずれかの日（以下「条件決定日」という。）において、上記価格の算定と同様の方法で算定された結果が570円を上回る場合には、かかる算定結果に基づき決定される金額とする。
- (4) 割当日：平成29年3月15日から平成29年3月21日のいずれかの日とする。ただし、条件決定日の15日後の日とし、当日が休業日の場合はその翌営業日とする。
- (5) 払込期日：平成29年3月15日から平成29年3月21日のいずれかの日とする。ただし、条件決定日の15日後の日とし、当日が休業日の場合はその翌営業日とする。
- (6) 新株予約権の行使に際して払い込む金額の価額
条件決定日の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値と同額とする（ただし、その後の修正又は調整に服する。）。
- (7) 権利行使期間：割当日の翌取引日から平成32年3月31日までとする。
- (8) 増加する資本金及び資本準備金の額
増加する資本金の額は会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (9) 募集の方法
第三者割当の方式により、全ての本新株予約権を野村證券株式会社に割り当てる。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要

名称	株式会社ニコン
本店の所在地	東京都港区港南二丁目15番3号
直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度 第152期 （自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日） 平成28年6月30日関東財務局長に提出 四半期報告書 事業年度 第153期第1四半期 （自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日） 平成28年8月4日関東財務局長に提出 四半期報告書 事業年度 第153期第2四半期 （自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日） 平成28年11月8日関東財務局長に提出 四半期報告書 事業年度 第153期第3四半期 （自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日） 平成29年2月13日関東財務局長に提出

b．当社と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	-
	割当予定先が保有している当社の株式の数 (平成28年12月31日現在)	500,000株
人事関係	当社と割当予定先との間には、記載すべき人事関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人事関係はありません。	
資金関係	該当事項なし	
技術又は取引等の関係	平成25年8月に画像解析を用いたiPS細胞由来RPE細胞の製造工程管理に関する研究開発及び事業化検討において、より強固な協力関係の構築を目的として当社株式50万株を引き受けてもらう資本提携及び業務提携に関する契約を締結しており、以降友好的な協業関係にあります。	

c．割当予定先の選定理由

株式会社ニコンは、世界有数の光学機器メーカーであり、顕微鏡を用いた細胞観察の豊富な経験と優れた画像解析技術をもちます。株式会社ニコンはこれらのコア技術を活用した細胞の品質評価システムの開発や、細胞受託開発・生産事業に取り組むなど、日本の再生医療実用化の早期実現を積極的に推進しています。株式会社ニコンは、平成25年8月にも当社株式50万株を引き受けるなど、当社と友好的な協業関係にあります。当社は、上記の強みをもつ株式会社ニコンとの関係をより強固にすることによって当社のビジネスの成長が期待できること、また長期間に渡って株式を保有してもらうことが期待できること等を総合的に勘案し、株式会社ニコンを本新株式の割当予定先として選定いたしました。

d．割り当てようとする株式の数

株式会社ニコンに割り当てる予定の本新株式の総数は1,037,400株です。

e．株券等の保有方針

本新株式について、当社は、割当予定先である株式会社ニコンより、今後も相互に再生医療分野における更なる成長可能性を互いに追求していく友好パートナーであり続けるためにも中長期に保有する意向である旨を、口頭で確認しております。また、株式会社ニコンが本新株式の発行から2年以内に本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちにその内容を当社に書面にて報告する旨、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）に報告する旨及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意する旨の確約書を締結いたします。

f．払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先である株式会社ニコンが平成28年6月30日付で関東財務局長宛に提出した第152期有価証券報告書の平成28年3月31日における貸借対照表により、株式会社ニコンが本新株式の払込みに要する十分な現金・預金及びその他の流動資産（現金・預金：74,406百万円、流動資産計：390,645百万円）を保有していることを確認し、また株式会社ニコンが平成29年2月13日付で関東財務局長宛に提出した第153期第3四半期報告書の平成28年12月31日における四半期連結貸借対照表により、同社が本新株式の払込みに要する十分な現金・預金及びその他の流動資産（現金・預金：325,263百万円、流動資産計：736,564百万円）を保有していることをも確認しております。

g．割当予定先の実態

当社は、割当予定先である株式会社ニコンが東京証券取引所市場第一部に上場しており、株式会社ニコンが提出しているコーポレートガバナンス報告書（最終更新日：平成28年8月31日）において、株式会社ニコンが策定したコンプライアンスプログラムに基づき、反社会的勢力とは、一切の関係を遮断する旨を記載していることを確認しております。

以上のことから、当社は、株式会社ニコンは反社会的勢力等の特定団体等との関係を有していないものと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項なし

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本新株式の発行価額につきましては、当社株式の株価動向、市場動向、本新株式の発行株式数等を勘案し、また株式会社ニコンとの交渉の結果、発行決議日に先立つ20取引日の東証における当社普通株式の普通取引の終値（以下「東証終値」といいます。）の平均値に相当する1株1,928円（円単位未満四捨五入）といたしました。当該発行価額とした理由は、当社普通株式の株価変動性（ボラティリティ）を考慮し、直近の一定期間の平均株価という平準化された値を採用することで一時的な株価変動等の特殊要因を排除できると判断したためです。

したがって、当社は、本新株式の発行価格が当社株式の客観的な値である市場価格を基準に決定されたものであり、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠しており、合理的な発行価格であると認識しております。

なお、発行決議日の直前取引日の東証終値は1株1,862円（プレミアム率3.54%）、発行決議日の直前取引日までの直近1か月間の東証終値の平均値は1株1,935円（ディスカウント率0.36%）、発行決議日の直前取引日までの直近3か月間の東証終値の平均値は1株1,984円（ディスカウント率2.82%）、発行決議日の直前取引日までの直近6か月の東証終値の平均値は1株1,978円（ディスカウント率2.53%）であります。

当社といたしましては、業務資本提携のパートナーである株式会社ニコンが中長期にわたって当社株式を一定割合保有することは、今後の当社の事業における両社の協力関係をより密にすることにつながり、当社のみならず株主の皆様にも大きなメリットを有しているものと考えております。以上のように、当社株式の株価動向、市場動向等を勘案するとともに、本新株式の発行後における割当予定先の保有割合及び中長期にわたる保有期間、割当予定先が当社株主となるメリットを当社及び割当予定先にて慎重に検討いたしました。このように、割当予定先と本新株式の発行価格について十分に協議及び交渉した上で、総合的に判断して上記発行価格を決定しております。

また、当社監査役3名（うち社外監査役3名）から、発行決議日に先立つ20取引日の東証終値の平均値を基準とした発行価額は、当社株式の株価の推移、市場全体の環境、事業状況等を勘案して決定されており、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、本新株式の発行条件が有利発行に該当しない旨の取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められない旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株式の発行による発行株式数は1,037,400株（議決権10,374個相当）であり、発行決議日現在の当社発行済株式数40,918,400株（総議決権数409,158個）に対して、2.54%（当社議決権総数に対し2.54%）の希薄化が生じるものと認識しております。

なお、本取締役会において同時に決議した本新株予約権の発行により増加する潜在株式数と今回の第三者割当による本新株式の発行株式数とを合算すると8,183,100株増加し、最大で20.00%（議決権比率20.00%）の希薄化が生じるものと認識しております。

しかし、本新株式の発行により、再生医療分野における更なる成長を遂げるための有力なパートナーと関係を深めることができることから本新株式の発行は株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

また、本新株予約権の発行により、今後の成長基盤の確立と中長期的な企業価値の向上を図れることから、本新株予約権の発行は株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

なお、本新株式については割当予定先が中長期的に保有する意向であること、また、割当予定先が長期保有する意思を有していない本新株予約権については、本新株予約権全てが行使された場合の最大交付株式数7,145,700株に対し、当社株式の過去6か月間における1日あたりの平均出来高は96,998株であり、一定の流動性を有していること、本新株予約権は当社の資金需要に応じて行使をコントロールすることが可能であり、かつ当社の判断により任意に本新株予約権を取得することが可能であることから、本新株式及び本新株予約権の行使により発行される株式数は市場に過度の影響を与える規模ではないものと考えております。

これらを総合的に検討した結果、希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

本新株式及び本新株予約権の発行は、本新株式に係る議決権数と本新株予約権の行使により交付される普通株式に係る議決権数の合計を発行決議日現在における当社の発行済株式数に係る議決権総数の25%未満としていること、支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権の全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、大規模な第三者割当に該当しません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

本新株式の発行及び本新株予約権の行使により、大株主の状況が次のとおり変動する見込みであります。

(1) 本新株式の発行後

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有株式数 (株)	割当後の総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)
鍵本 忠尚	東京都港区	28,798,000	70.38	28,798,000	68.64
株式会社ニコン	東京都港区港南二丁目15番3号	500,000	1.22	1,537,400	3.66
大日本住友製薬株式会社	大阪府大阪市中央区道修町二丁目6番8号	1,500,000	3.67	1,500,000	3.58
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	978,000	2.39	978,000	2.33
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	660,000	1.61	660,000	1.57
竹田 英樹	兵庫県神戸市中央区	570,000	1.39	570,000	1.36
みずほキャピタル株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目2番1号	400,000	0.98	400,000	0.95
松田 良成	大阪府大阪市北区	365,900	0.89	365,900	0.87
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	292,200	0.71	292,200	0.70
THE BANK OF NEW YORK 133524 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	RUE MONTOYERSTRAAT 46, 1000 BRUSSELS, BELGIUM (東京都港区港南二丁目15番1号)	272,100	0.67	272,100	0.65
計		34,336,200	83.92	35,373,600	84.32

(注) 1 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」につきましては、平成28年12月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。

2 大株主の「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出にあたっては、「平成28年12月31日現在の所有議決権数(株式会社ニコンについては当該議決権数に本新株式の発行数である1,037,400株に係る議決権数を加算した数とする。)」を、「平成28年12月31日現在の総議決権数に本新株式の発行数である1,037,400株に係る議決権数を加算した数」で除して算出しております。

(2) 本新株式の発行及び本新株予約権全部の行使後

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合 (%)	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
鍵本 忠尚	東京都港区	28,798,000	70.38	28,798,000	58.65
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	91,491	0.22	7,237,191	14.74
株式会社ニコン	東京都港区港南二丁目15番3号	500,000	1.22	1,537,400	3.13
大日本住友製薬株式会社	大阪府大阪市中央区道修町二丁目6番8号	1,500,000	3.67	1,500,000	3.06
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	978,000	2.39	978,000	1.99
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	660,000	1.61	660,000	1.34
竹田 英樹	兵庫県神戸市中央区	570,000	1.39	570,000	1.16
みずほキャピタル株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目2番1号	400,000	0.98	400,000	0.81
松田 良成	大阪府大阪市北区	365,900	0.89	365,900	0.75
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	292,200	0.71	292,200	0.60
計		34,155,591	83.48	42,338,691	86.23

(注) 1 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」につきましては、平成28年12月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。

2 大株主の「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出にあたっては、「平成28年12月31日現在の所有議決権数(株式会社ニコンについては当該議決権数に本新株式の発行数である1,037,400株に係る議決権数を加算した数とし、野村證券株式会社については当該議決権数に本新株予約権の行使により交付されることとなる株式数の上限である7,145,700株に係る議決権数を加算した数)」を、「平成28年12月31日現在の総議決権数に本新株式の発行数である1,037,400株に係る議決権数及び本新株予約権の行使により交付されることとなる株式数の上限である7,145,700株に係る議決権数の合計である81,831個を加算した数」で除して算出しております。

3 割当予定先である野村證券株式会社は、割当を受けた本新株予約権の行使により交付された株式を当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しながら適時適切に売却する方針であるため、割当予定先である野村證券株式会社は割当後における当社の大株主とはならないと見込んでおります。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項なし

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項なし

8【その他参考になる事項】

該当事項なし

第4【その他の記載事項】

該当事項なし

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項なし

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第5期（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）平成28年3月28日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第6期第1四半期（自 平成28年1月1日 至 平成28年3月31日）平成28年5月11日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第6期第2四半期（自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日）平成28年8月8日関東財務局長に提出

4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第6期第3四半期（自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日）平成28年11月8日関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成29年2月22日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を平成28年10月18日に関東財務局長に提出

6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成29年2月22日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の規定に基づく臨時報告書を平成29年2月1日に関東財務局長に提出

7【訂正報告書】

訂正報告書（上記5 臨時報告書の訂正報告書）を平成28年11月2日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成29年2月22日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成29年2月22日）現在において変更の必要はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もないと判断しております。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社ヘリオス 本店

（東京都港区浜松町二丁目4番1号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし

第五部【特別情報】

該当事項なし